広報 FUKAURA
ふかうら
No.475
発行／青森県深浦町　編集／総合戦略課

農林業センサスにご協力ください

２０２５年農林業センサスが２月１日現在で行われます。

農林業センサスは、農林業の現状と変化を的確にとらえ、きめ細やかな農林行政を推進するため、農林業に関係するすべての方を対象として、５年に１度実施される調査です。

調査の実施にあたっては、１月～２月にかけて調査員がお伺いしますので、ご協力をお願いします。

なお、調査票に記入していただいた内容は、統計法に基づき秘密が厳守されますので、正確なご記入をお願いします。

□問合せ先
総合戦略課　企画調整係
TEL　74-2122

スマホでいつでも！電子申告ができます

自宅等でいつでもスマホ等による電子申告ができます。

◆スマホ等による電子申告の流れ

①国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」にアクセス
②マイナポータルと連携、マイナンバーカードをスマホで読み取り
③収入や控除金額などを入力
※源泉徴収票を撮影して内容を自動入力することができます。
④申告内容の事前確認・送信
⑤送信した申告書等（ＰＤＦデータ）を保存・確認

□問合せ先
五所川原税務署
TEL　0173-34-3136

申告書作成会場を開設します

◆場　所
五所川原税務署2階

◆日　時
2月17日（月）～3月17日（月）
9時～17時
※土日祝日を除く。入場整理券の最終配付は16時まで

◆注意事項

①入場整理券が必要です。当日、会場で配付します。入場の状況により、16時前でも入場整理券の配付を終了することがあります。
②ＬＩＮＥを通じたオンラインによる事前発行もできます。
③申告書作成会場では、ご自宅からと同様に、原則としてご自身のスマホにより、ご自身で申告書等を作成していただきます。
④スマホ・マイナンバーカードをご持参ください。
⑤マイナンバーカードの受領時に設定したパスワードが必要です。
・「利用者証明用電子証明書」（数字４桁）
・「署名用電子証明書」（英数字６～16文字）

□問合せ先
五所川原税務署
TEL　0173-34-3136

住民説明会開催のお知らせ

「環境影響評価法」に基づき、「（仮称）つがる洋上風力発電事業に係る環境影響評価方法書」を縦覧し、住民説明会を開催します。

なお、縦覧及び住民説明会を中止する場合など、最新の情報については、問合せ先に示しましたURLのサイトにて確認いただくようお願いします。

◆事業者

○名　称
株式会社グリーンパワーインベストメント

○代表者　代表取締役　坂木　満

○所在地
東京都港区赤坂一丁目11番44号　赤坂インターシティ9階

◆対象事業

○名称
（仮称）つがる洋上風力発電事業

○種類
風力発電所設置事業（洋上）

○規模　発電設備出力
60万キロワット

◆対象事業実施区域

青森県つがる市、西津軽郡鰺ヶ沢町の沿岸及び沖合

◆環境影響を受ける範囲であると認められる地域

青森県つがる市、西津軽郡鰺ヶ沢町、深浦町

◆縦覧について

○場　所
深浦町役場総合戦略課
大戸瀬支所

○電子縦覧
http://greenpower.co.jp

○期　間
令和6年12月27日（金）から
令和7年2月7日（金）まで

○時　間
8時15分～17時まで
※土曜、日曜、祝日を除く
※電子縦覧は上記期間中であれば終日縦覧可能です。

◆意見書の提出

環境影響評価方法書について、環境の保全の見地からのご意見をお持ちの方は、書面に住所・氏名・意見（意見の理由を含む）をご記入のうえ、2月21日（金）までに、縦覧場所に備え付けております意見書箱にご投函くださるか、問合せ先へご郵送ください（当日消印有効）。

◆住民説明会

○場　所
深浦町役場農村環境改善センター（青森県西津軽郡深浦町北金ケ沢塩見形406-1）

○日　時
1月23日（木）
18時から19時

□問合せ先
株式会社グリーンパワーインベストメント
〒038-3135
つがる市木造有楽町45番1
TEL　0173-26-7315
URL　https://greenpower.co.jp/category/environmental-impact-assessment/

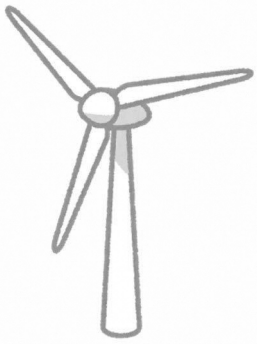

農業経営収入保険の加入について

農業経営収入保険に加入するためには、2年以上の青色申告の実績が必要でしたが、令和6年の制度改正により、1年分の青色申告実績で加入できるようになりました。

青色申告の実績期間が短縮されたことで、令和7年から青色申告をされる方であれば、令和8年1月から加入することができます。

●令和8年に青色申告1年分のみで新規加入する「個人農業者」の場合のスケジュール

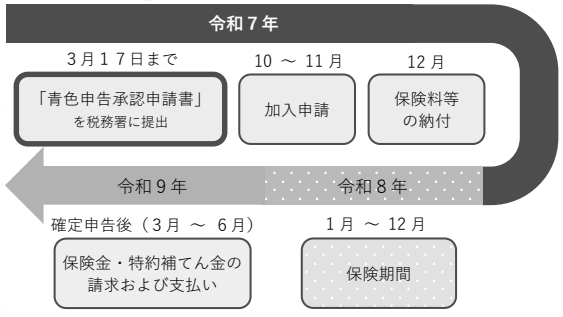

□問合せ先
NOSAI青森　津軽支所
TEL　0173-33-1513

県税納税証明書のお知らせ

官公庁の入札参加資格審査申請、建設業法に基づく決算等届出、建設業許可申請、所得税確定申告等のため、県税（法人県民税・法人事業税・特別法人事業税、個人事業税等）の納税額または未納額がないことの証明書が必要な方は、次の書類等をご準備ください。

◆納税義務者本人（法人の場合は代表者）が交付申請する場合

①申請書（県ホームページからダウンロードできます。記載例も掲載しています）
②本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証など写真付きの公的書類）
③手数料（1件につき青森県収入証紙４００円）

◆代理人が交付申請する場合

前記①③のほか、
④委任状（納税義務者本人（法人の場合は代表者）が自署したもの。申請書「委任に関する事項」欄使用可）
⑤代理人の本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証など写真付きの公的書類）

納税証明書は、納税者の皆さんの大切な情報を証明するものです。窓口での確認を厳正に行っていますので、ご協力をお願いします。

郵送による交付申請もできます。詳しくは県ホームページをご覧ください。

HPはこちらから▼

□問合せ先
西北地域県民局県税部
納税管理課
℡　０１７３-３４-２１１１
（内線２０５）

家畜飼養者のみなさまへ ～定期報告のお願い～

家畜伝染病予防法の規定により、家畜を飼養する者は、毎年、飼養状況を定期報告することが義務付けられております。

対象の家畜を飼養している方は、忘れずに報告してください。

◆対象の家畜

牛、馬、豚、ヤギ、羊、いのしし、鹿、にわとり（青森シャモロック、比内地鶏、烏骨鶏、軍鶏、チャボ、声良鶏、金八など含む）、あひる、うずら、きじ、ほろほろ鳥、七面鳥、だちょう

◆報告いただく内容

２月１日時点で飼養している家畜の種類及び頭羽数

◆報告方法

役場農林水産課に電話、又はお越しいただき、ご報告ください。

※つがる家畜保健衛生所から連絡があった方については、その内容に従いご対応ください。

◆報告期限

２月19日（水）

□報告・問合せ先
農林水産課　農業振興係
℡　74-4411

赤十字活動にご支援をお願いします

日本赤十字社青森県支部は、災害・紛争などから命を守り、苦痛を軽減する活動をはじめ、平時は教育現場や自治会などで防災・減災の講習会やボランティア活動などを展開しています。

こうした活動は、毎年２月から自治会・町内会などの赤十字ボランティアが戸別訪問をさせていただき、寄せられた会費や寄付金によって支えられています。

本年も引き続き、町民の皆さまの温かいご支援を心よりお願いします。

□問合せ先
日本赤十字社　青森県支部
総務課　会員係
〒０３０-０８６１
青森市長島一丁目３番１号
℡　０１７-７２２-２０１１
日本赤十字社　青森県支部
深浦分区
深浦町役場　福祉課
℡　74-2117

親子でお菓子をつくろう＋（プラス）絵本で遊ぼう

子育て奮闘中のお父さん・お母さん、お子さんと一緒にお菓子をつくって食べましょう。そして、絵本に触れながら一緒に遊びましょう。

お子さんと楽しく過ごし、たくさんお友達をつくりましょう！

お菓子づくりの参加は無理でも、見学や絵本で遊ぼうの参加は可能です。気軽にご参加ください。

◆日　時
2月11日（火・祝）
9時～11時45分

◆場　所
深浦町農村環境改善センター（北金ヶ沢会館）

◆対象者
3～6歳のお子さんとお父さん・お母さん
（お子さん2人でも保護者1人の参加でも可）

◆参加料　無　料

◆申込期限
2月3日（月）

□申込み・問合せ先
深浦町公民館
TEL　74-2031

ねんきんネットをご利用ください

「ねんきんネット」はスマートフォン等からご自身の年金情報を手軽に確認できるサービスです。

◆「ねんきんネット」でできる機能
・ご自身の年金記録の確認
・将来の年金見込額の確認
・「ねんきん定期便」や各種通知書の確認
・国民年金保険料口座振替の申出　など

また、マイナンバーカードとねんきんネットを連携してさらに便利に利用できます。マイナンバーカードとスマートフォンを使用してぜひ次の登録をお願いします。

・「ねんきん定期便」のペーパーレス化
・オンラインでの確定申告に使える「公的年金等の源泉徴収票」、「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」の電子送付希望の登録

◆ねんきん定期便・ねんきんネット専用番号
TEL　0570-058-555

□問合せ先
日本年金機構　弘前年金事務所
TEL　0172-27-1339

住民観光意識調査へのご協力のお願い

当調査は、お住まいの地域の観光に対する考え方や思いを知るためのものです。いただいた回答は、津軽地域の観光促進のための参考とさせていただきます。

◆特　典
アンケートにご回答いただいた方の中から抽選で、3か月ごとに15名様へ津軽地域の特産品セット（3，000円相当）をプレゼントします。

※アンケートの回答は実施期間内でお一人様1回までとさせていただきます。

◆調査期間
令和6年6月～
令和7年2月末

◆アンケート回答・プレゼント応募はコチラのQRコードから

回答用QRコード▼

□問合せ先
（一社）ClanPEONY津軽
TEL　0172-88-6090
メール　cptsugaru@gmail.com

放送大学
入学生募集のお知らせ

放送大学では２０２５年４月入学生を募集しています。

放送大学は、ＢＳ放送やインターネットで授業を行う正規の通信制大学です。「大学を卒業したい」「働きながらスキルアップを目指したい」「家事・育児をしながら学びたい」「リタイヤ後の学びを楽しみたい」など、それぞれの目的で、様々な年代や職業の方が学んでいます。

詳しい資料を無料でお送りしますので、お気軽にお問合せください。

◆放送大学の特徴と魅力

・放送大学は、正規の通信制大学です。（大学卒業の資格を取得）
・学ぶ意欲が入学資格。学力試験はありません。
・半年の在学もＯＫ。１科目から学べます。
・負担の少ない授業料が魅力です。（１科目／２単位：１２，０００円）
・受講から単位認定試験までオンラインでできますので、今の学び方としても注目を集めています。
・学習センターやサテライトスペースが、様々な相談に対応します。

◆出願期間

令和６年11月26日（火）～
令和７年３月11日（火）

※放送大学ウェブサイトでも受け付けています。

□資料請求（無料）・問合せ先

放送大学青森学習センター
℡　０１７２-３８-０５００
八戸サテライトスペース
℡　０１７８-７０-１６６３
放送大学ウェブサイト
https://www.ouj.ac.jp

高年齢者
雇用安定法について

高年齢者が活躍できる環境整備が必要です。

定年65歳未満の事業主は、
①65歳までの定年引上げ
②定年制廃止
③65歳までの継続雇用制度導入
のいずれかを講じる義務があります。

※経過措置による継続雇用制度は令和７年３月末で終了です。

さらに、
①70歳までの定年引上げ
②定年制廃止
③70歳までの継続雇用制度導入
などのいずれかが努力義務です。

就業規則をご確認のうえ、必要に応じて就業規則の改定をお願いします。

□問合せ先

青森労働局　職業対策課
高齢者対策担当
℡　０１７-７２１-２００３
またはお近くのハローワークまで

借金に関する
相談窓口について

相談員が借金の状況などをお伺いし、必要に応じて、弁護士などに引継ぎを行います。

一人で悩まず、ご相談ください。秘密厳守・無料です。

◆受付時間

月～金曜日
（祝日・年末年始除く）
８時30分～12時
13時～16時30分

◆相談専用電話

℡　０１７-７７４-６４８８

□問合せ先

東北財務局　青森財務事務所
理財課
℡　０１７-７２２-１４６３

令和７年度町県民税等の申告相談を行います

■ 申告期間　令和７年２月７日（金）～３月１７日（月）※土・日曜日・祭日は除く。
（3月5日（水）と3月12日（水）は、システムデータ更新のため申告受付は行いません。）

■ 受付時間　９：００～１５：３０（11：30～13：00は休憩時間）

■ 申告会場　会場及び申告相談日程表は別紙を参照してください

令和６年１月１日～令和６年１２月３１日の収入や所得控除等について申告してください。申告期間中は会場が混雑しますので、申告相談に必要な書類は、事前に整理・集計しておくとともに、その内容について答えることができる方が申告してくださるようお願いします。

なお、申告していないと、所得証明書などの交付や国民健康保険税、各種福祉関係の料金算定・軽減・支給などの判定ができない場合がありますので、申告が必要な方は必ず申告してください。

◆ 申告が必要な方（令和７年１月１日現在、深浦町に住所があり、次に該当する方）

①営業等、農業、不動産、譲渡、一時、配当などの収入があった方
②給与所得者で、会社で年末調整していない方や、２ヶ所以上の会社から給与を受けた方
③給与または公的年金等の収入があった方で、ほかにも収入があった方
④給与または公的年金等の収入があった方で、源泉徴収票に記載されていない生命保険料控除・社会保険料控除・扶養控除、または医療費控除や寄付金控除・雑損控除などを受けようとする方
⑤令和６年中に会社を退職した方
⑥国民健康保険に加入している方
⑦公共事業（県や町等）や個人で土地等を売った方
⑧インボイス発行事業者

◆ 申告が不要な方

①税務署に所得税の確定申告をした（する）方
②給与収入のみの方で、勤務先から町に給与支払報告書（年末調整済）が提出されていて、雑損控除、医療費控除、寄付金控除などを受けない方
③公的年金等の収入のみの方で、年金支払者から町に公的年金支払報告書が提出されていて、雑損控除、医療費控除、寄付金控除などを受けない方
④遺族・障害年金の収入のみの方（他の所得がある場合は、申告が必要となります。）

◆ 申告に必要な書類等

①**マイナンバーカード（※作成されていない方は通知カードと身元確認書類（運転免許証等）が必要です。）**
②給与所得者及び年金所得者は、源泉徴収票
③上記②以外の方は、所得金額の計算に必要な帳簿書類、領収書等（収入と支出がわかるもの）
④生命保険や地震保険に加入している方は、控除証明書
⑤国民健康保険等に加入している方は、領収書
⑥国民年金に加入している方は、社会保険料（国民年金保険料）控除証明書または領収書
⑦医療費控除を受ける方は、医療費控除の明細書。
※医療費控除の明細書は、役場税務会計課・大戸瀬支所・岩崎支所にございますので、申告前に必要事項を記入し、申告会場へ持参願います。
⑧障害者控除の適用を受ける方は、障害者手帳または療育手帳等
⑨マスク（必ず着用する必要はございません。自己判断で着用願います。）
⑩その他必要と思われる関係書類

※税務署から確定申告に係る通知ハガキが送付された方は、申告会場に必ず持参してください。
※給付金等を受給されている方は、給付額が分かるもの（通帳等）及び支給決定通知書を持参してください。
※令和4年分の確定申告で雑損控除を適用した方（令和4年8月の大雨で家屋・家財・車両を被災した方）は、関係書類の持参は不要ですが、今年も申告会場で必ず申告を行ってください。繰越控除額が適用できます。

≪申告に関するお問合せ先≫ 税務会計課 税務係 TEL74-2114（直通）

町県民税等申告相談日程表

月	日	曜	対象地区	受付時間	場　　所
2月	7	金	岩　坂・柳　田	9:00～11:30 13:00～15:30	大戸瀬支所　1階　会議室
	10	月	北金1区・北金2区		
	12	水	北金3区・関		
	13	木	晴　山・田野沢		
	14	金	《移動日》　申告システム機器の移動、設置のため申告受付はできません。		
	17	月	沢　辺	9:00～11:30 13:00～15:30	岩崎支所　1階　会議室
	18	火	岩崎下・岩崎中		
	19	水	岩崎上・松　神		
	20	木	正　久・黒　崎		
	21	金	森　山・大間越		
	25	火	《移動日》　申告システム機器の移動、設置のため申告受付はできません。		
	26	水	風合瀬・長慶平	9:00～11:30 13:00～15:30	役場本庁　1階ロビー
	27	木	驫　木・松　原		
	28	金	相野山・塩見崎		
3月	3	月	広　戸・東　野		
	4	火	横　磯・舳　作		
	5	水	システムデータ更新のため、申告受付はできません。		
	6	木	３　区・４　区	9:00～11:30 13:00～15:30	役場本庁　1階ロビー
	7	金	６　区・７　区		
	10	月	川原町・崎の町		
	11	火	５　区・１２区		
	12	水	システムデータ更新のため、申告受付はできません。		
	13	木	＜町内全地区＞	9:00～11:30 13:00～15:30	役場本庁　1階ロビー
	14	金	＜町内全地区＞		
	17	月	＜町内全地区＞		

※当日の朝に風邪のような症状又は37．5度以上の熱がある場合は、他の日に申告していただくようお願いいたします。
※各会場とも開始直後が混雑しますので、可能な方は時間をずらしておいで下さるようお願いします。

◆お問合せ先：税務会計課　電話74-2114＜利用時間　平日の8:15～17:00まで＞

「高等教育修学支援資金」貸付受付中
～進学者を支援します～

町では、大学、短期大学や専門学校等に進学、または、在学中の方への経済的支援を図るため、高等教育修学支援資金の貸付を実施しています。
次のとおり受付しますので、希望される方はお申し込みください。

◆制度の内容

【大学生及び大学院生、短期大学生及び同等の学校】

・貸付金額	月額４万円以内
・貸付期間	２～６年間（在学期間中）※年度毎の貸付
・償還期間	貸付終了後直ちに償還が始まり、貸付期間と同期間から２倍までの期間内（例：４年間貸与の場合は、８年以内で償還）
・利　　子	無利子
・貸付者数	大学生、大学院生、短期大学生及び同等の学生　２０名以内
・対 象 者	町に引き続き６月以上居住している者の子等

◆申込期限　令和７年３月１９日（水）まで

◆申込方法

町教育委員会（役場３階）、町民課総合窓口（役場１階）、大戸瀬支所、岩崎支所に備え付けの「修学支援資金貸付申請書」に以下の書類を添えて町教育委員会へ提出。

⑴　入学許可書（申請の段階では合格通知書で可）、または、在学証明書の写し

◆貸付条件

貸付は同一世帯内で１人（借り受け中の方がいる期間は、新規貸付しません。）

◆貸付方法

資金を借り受ける学生自身の預金口座へ３か月ごと（４・７・１０・１月）に振り込みします。

◆保証人など

資金の借入者は当該学生となり、保証人として保護者、他に連帯保証人１名が必要です。
また、連帯保証人は、原則、町内在住者で現在所得のある方をお願いしています。
町内在住者に連帯保証人がいない場合は、ご相談ください。

◆貸付の決定

町貸付審査会において審査の上、貸付者を決定し、４月上旬に通知します。
貸付決定後、借用証書作成にあたり、申請者、保証人、連帯保証人３者の印鑑登録証明書が必要となります。当該学生の印鑑登録がお済でない場合は、印鑑登録手続きが必要です。

□問合せ先

深浦町教育委員会　教育学務係　　ＴＥＬ　７４－４４１９（直通）